（経過措置）

第二条　入管法第十九条の十七の届出が出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律（平成二十一年法律第七十九号。この条において「改正法」という。）第四条の規定による廃止前の外国人登録法（昭和二十七年法律第百二十五号）に規定する外国人登録証明書を改正法附則第十五条第二項各号に定める期間において所持する中長期在留者に係るものであるときは、新規則第六十一条の三第三項中「この省令」とあるのは「第十九条の十六第二項及び別表第三の四並びに出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律の施行に伴う法務省関係省令の整備及び経過措置に関する省令（平成二十三年法務省令第四十三号）附則第九条第二項」とする。

告　示

○金融庁告示第三十一号

アメリカン・ホーム・アシュアランス・カンパニーより保険業法（平成七年法律第百五号）第二百九条第一号の規定による届出（同法第百八十七条第一項第二号に定める日本における代表者の氏名及び住所の変更）があったので、同法第百八十九条の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十五年五月二十三日

金融庁長官　畑中龍太郎

日本における代表者の氏名及び住所　橋谷　有造

東京都港区赤坂六丁目十九番五十四―六〇七号

○金融庁告示第三十二号

アールジーエー・リインシュアランス・カンパニーより保険業法（平成七年法律第百五号）第二百九条第二号の規定による届出（同法第百八十七条第一項第二号に定める日本における代表者の氏名及び住所の変更）があったので、同法第百八十九条の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十五年五月二十三日

金融庁長官　畑中龍太郎

日本における代表者の氏名及び住所　アラン・ディ・スミス

東京都港区白金台一丁目一番十六号　ザ・グリーンハウス白金台四〇一

浅井　勇介

東京都文京区本駒込二丁目七番十一号

○総務省告示第二百二十八号

無線局運用規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十七号）第百四十条の規定に基づき、平成二十年総務省告示第八号（本邦外に在住する日本人向けの広報を送信する無線局の運用に関する件）の一部を次のように改正する。

平成二十五年五月二十三日

総務大臣　新藤　義孝

第一号の表を次のように改める。

無線局の名称	呼出名称	電波の型式及び周波数（kHz）	送信時刻（中央標準時による。）
しおかぜ	しおかぜ	A三E　五、九一〇 A三E　五、九六五 A三E　六、〇七五	午前五時から午前六時まで
		A三E　五、九八五 A三E　六、〇二〇 A三E　六、一三五	午後十時三十分から午後十一時三十分まで

○中央選挙管理会告示第八号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百一条の二第二項及び第三項の規定に基づき、平成十九年七月二十九日執行の参議院比例代表選出議員の選挙における参議院名簿届出政党等に係る欠員による繰上補充による当選人の住所及び氏名を次のとおり告示する。

平成二十五年五月二十三日

中央選挙管理会委員長　神﨑　浩昭

参議院名簿届出政党等の名称	当選人の住所	当選人の氏名
民主党	大阪府大阪市淀川区十三東五丁目二番二五号十三ハウス三〇三号	尾辻かな子

○厚生労働省告示第百七十八号

薬事法施行規則（昭和三十六年厚生省令第一号）第十二条第一項に規定する厚生労働大臣の登録を受けた試験検査機関について、薬事法施行規則第十二条第一項に規定する試験検査機関の登録に関する省令（平成十六年厚生労働省令第六十一号）第九条第一項の規定により、試験検査の業務の全部を廃止する旨の届出があったので、同条第二項の規定に基づき公示する。

平成二十五年五月二十三日

厚生労働大臣　田村　憲久

登録番号	氏名又は名称	試験検査を行う事業所の所在地	試験検査の区分	廃止の日
九三	社団法人大阪食品衛生協会	大阪府大阪市大正区三軒家東二丁目十一番十三号	理化学試験	平成二十五年三月三十一日

○農林水産省告示第千六百八十七号

種苗法（平成十年法律第八十三号）第四十九条第一項第四号の規定に基づき、次の品種登録を取り消したので、同条第五項の規定に基づき公示する。

なお、育成者権は、同条第四項第一号の規定により、平成二十五年三月六日に消滅したものとみなされる。

平成二十五年五月二十三日

農林水産大臣　林　芳正

1　登録番号　第22355号
2　登録年月日　平成25年3月6日
3　農林水産植物の種類
　Dianthus caryophyllus L.
4　登録品種の名称　CFPC　レッドジュエル
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
　雪印種苗株式会社
　北海道札幌市厚別区上野幌一条5丁目1番8号

1　登録番号　第22357号
2　登録年月日　平成25年3月6日
3　農林水産植物の種類
　Dianthus caryophyllus L.
4　登録品種の名称　CFPC　スフレ
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
　雪印種苗株式会社
　北海道札幌市厚別区上野幌一条5丁目1番8号

1　登録番号　第22359号
2　登録年月日　平成25年3月6日
3　農林水産植物の種類
　Dianthus caryophyllus L.
4　登録品種の名称　CFPC　ピサロ
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
　雪印種苗株式会社
　北海道札幌市厚別区上野幌一条5丁目1番8号

1　登録番号　第22362号
2　登録年月日　平成25年3月6日
3　農林水産植物の種類
　Dianthus L.
4　登録品種の名称　コブチソネボルドー
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
　株式会社ミヨシ
　東京都世田谷区八幡山2―1―8

○農林水産省告示第千六百八十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十五年五月二十三日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　広島県広島市安芸区中野町字葉原甲七九八、八三二、字花見谷三六七二の一から三六七二の三まで、三六七三

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字葉原甲七九八・八三二・字花見谷三六七三（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）